

平成 29 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社サイゼリヤ
代表者名 代表取締役社長 堀埜 一成
(コード番号 7581 東証第一部)
問合せ先
経営企画部長兼財務部長 潮田 淳史
(TEL 048-991-9611)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 4 日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 700,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 3,260 円
(4) 処 分 総 額	2,282,000,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）
(6) そ の 他	金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。（本制度及び本信託の概要につきましては本日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員（準社員であるパートタイマー・アルバイトを含みます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（当初 10 年間抛出相当分）として、平成 29 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 52,272,342 株に対し 1.34%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 2 月 28 日現在の総議決権個数 503,512 個に対する割合 1.39%）としております。

【信託契約の概要】

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託の目的 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること

委 託 者 当社

受 託 者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受 益 者 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

信託契約日 平成 29 年 8 月 4 日 (予定)
信託設定日 平成 29 年 8 月 4 日 (予定)
信託の期間 平成 29 年 8 月 4 日 (予定) から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の株式会社東京証券取引所における直前営業日の終値といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額 3,260 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 3,285 円 (円未満切捨て) に対して 99.24% を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 3,185 円 (円未満切捨て) に対して 102.35% を乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 2,948 円 (円未満切捨て) に対して 110.58% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会 (監査等委員である取締役 3 名) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上